相模台病院訪問看護ステーション運営規程

（事業目的）

第１条　要介護状態又は要支援状態にある高齢者や、病気やけが等により在宅療養を必要とする者に対し、介護保険法による指定居宅サービス事業者として、適切な事業運営を行うため、介護保険法に基づく指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下指定訪問看護と指定介護予防訪問看護を総称し、「指定訪問看護（介護予防）」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、円滑な運営管理を図ると共に、適切かつ質の高い訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定訪問看護（介護予防）の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものとする。

２　指定訪問看護（介護予防）を行う事情所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとする。

３　指定訪問看護（介護予防）の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

（事業所の名称等）

第３条　指定訪問看護（介護予防）を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　相模台病院訪問看護ステーション

（２）所在地　　神奈川県座間市相模が丘６－２７－３０

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　看護師　１名

管理者は、他の職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

（２）看護師等　看護師６名（常勤職員６名、内、管理者と兼務１名）

理学療法士２名（非常勤職員）

看護師等は、訪問看護計画書（以下、「計画書」という。）を作成し、指定訪問看護を担当する。

２　業務の状況に応じて、職員数は増減する。

（営業日、営業時間、24 時間連絡体制、緊急時訪問看護体制等）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日

月曜日から土曜日までとする。（祝日含む）。ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

（２）営業時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、土曜日は午後 12 時 30 分までとする。

２　前項の規定にかかわらず、常時、利用者やその家族からの電話等による連絡、相談対応する。

（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供方法）

第６条　指定訪問看護（介護予防）の提供方法は、次のとおりとする。

（１）利用者がかかりつけの医師（主治医）に申し出て、かかりつけの医師（主治医）が交付した訪問看護指示書（以下、「指示書」という。）により、看護師等が利用者を訪問して計画書を作成し、指定訪問看護を実施する。

（２）利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけの医師（主治医）に指示書の交付を求めるよう助言する。

（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容）

第７条　指定訪問看護（介護予防）の内容は次のとおりとする。

（１）　病状・障害・全身状態の観察

（２）　清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助

（３）　褥瘡の予防・処置

（４）　ターミナルケア

（５）　認知症患者の看護

（６）　療養生活や介護方法の教育、助言

（７）　カテーテル等の管理

（８）　在宅療養を継続するための必要な援助相談

（９）　その他、医師の指示による処置

（10）　理学療法士による専門的なリハビリ

（緊急時等における対応方法）

第８条　緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師（主治医）、利用者と確認して指定訪問看護（介護予防）を開始するものとする。

２　訪問看護師等は、指定訪問看護（介護予防）実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにかかりつけの医師（主治医）に連絡し、適切な処置を講じるものとする。かかりつけの医師（主治医）との連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

３　訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及びかかりつけの医師（主治医）に報告しなければならない。

（利用料）

第９条　訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その１割、２割または３割額とする。

料金表

2024.　6.1 現在

【介護】

摘　　要		基本利用料（10割）	利用者負担金（1割）	利用者負担金（2割）	利用者負担金（3割）
看護師などによる訪問	20分未満	3360円	336円	672円	1008円
	30分未満	5040円	504円	1008円	1512円
	30分以上1時間未満	8806円	881円	1761円	2642円
	1時間以上1時間30分未満	12070円	1207円	2414円	3621円
理学療法士などによる訪問	20分あたり	3135円	314円	627円	941円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		64円	6円	13円	19円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		32円	3円	6円	10円

緊急時訪問看護加算　（1ヶ月につき）		6420円	642円	1284円	1926円
特別管理加算（１）　（1ヶ月につき）		5350円	535円	1070円	1605円
特別管理加算（２）　（1ヶ月につき）		2675円	268円	535円	803円
看護体制強化加算(Ⅰ)		5885円	589円	1177円	1766円
看護体制強化加算(Ⅱ)		2140円	214円	428円	642円
ターミナル加算（適応時）		26750円	2675円	5350円	8025円
長時間訪問看護加算　（1回につき）		3210円	321円	642円	963円
複数名訪問看護加算(Ⅰ)（１回につき）	30分未満	2718円	272円	544円	815円
	30分以上	4301円	430円	860円	1290円
複数名訪問看護加算(Ⅱ)（１回につき）	30分未満	2151円	215円	430円	645円
	30分以上	3392円	339円	678円	1018円

【予防】

摘　　要		基本利用料（10割）	利用者負担金（1割）	利用者負担金(2割)	利用者負担金(3割)
看護師などによる訪問	20分未満	3242円	324円	648円	973円
	30分未満	4826円	483円	965円	1448円
	30分以上1時間未満	8496円	850円	1699円	2549円
	1時間以上1時間30分未満	11663円	1166円	2333円	3499円
理学療法士などによる訪問	20分あたり	3028円	303円	606円	908円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		64円	6円	13円	19円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		32円	3円	6円	10円
緊急時訪問看護加算　（1ヶ月につき）		6420円	642円	1284円	1926円
特別管理加算（１）　（1ヶ月につき）		5350円	535円	1070円	1605円
特別管理加算（２）　（1ヶ月につき）		2675円	268円	535円	803円
看護体制強化加算		1070円	107円	214円	321円
ターミナル加算（適応時）		21400円	2140円	4280円	6420円
長時間訪問看護加算　（1回につき）		3210円	321円	642円	963円
複数名訪問看護加算(Ⅰ)（１回につき）	30分未満	2718円	272円	544円	815円
	30分以上	4301円	430円	860円	1290円
複数名訪問看護加算(Ⅱ)（１回につき）	30分未満	2151円	215円	430円	645円
	30分以上	3392円	339円	678円	1018円

※　夜間（18：00～22：00）、早朝（6：00～8：00）のご利用は25%増し

※　深夜（22：00～6：00）の　ご利用は50%増し　※　地域区分単位　10.70

２　次条に定める通常事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、実費を徴収する。

３　保険外の訪問看護サービス及び死亡時の看護の利用料は、次のとおりとする。

サービスの種類・内容	利用料（円）
険外での訪問看護サービス ➢ 介護保険で緊急時訪問看護を契約していない利用者の場合、ケアプランに入っている定期訪問以外の訪問。 ➢ 定期的なものではなく臨時に長時間訪問看護師が自宅に滞在して看護を行う場合。（留守番を含む。）	日中　30 分毎に　5,000 円 早朝　30 分毎に　6,250 円 夜間　30 分毎に　6,250 円 深夜　30 分毎に　7,500 円
2. 死亡時の看護 ➢ 死亡後のご遺体のお世話。	1　回　10,000 円

４　訪問看護サービスの利用を中止する際は、キャンセル料とし、次のとおりとする。

時　　間	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無　　料
サービス利用日の当日	利用者負担金の 100%

５　指定訪問看護（介護予防）を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、指定訪問看護（介護予防）の内容及び利用料について説明し同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条　指定訪問看護（介護予防）における通常の事業の実施地域は、座間市、相模原市（上鶴間・栄町・相模大野・相模台・相模台団地・桜台・相南・相武台・相武台団地・東林間・松が枝町・南台・豊町）、大和市（中央林間・南林間・つきみ野）とする。

（衛生管理・感染予防について）

第 11 条　在宅での感染予防

○　訪問看護者の準備　～感染源となったり感染を受けないようにする～

1.　爪を切る、髪は顔にかからないように束ねたり・とめたりする。
2.　指輪・アクセサリーは、はずす。
3.　きちんとした清潔なユニフォームを着る（ひらひらした服装はさけ、少なくとも手首は出せるようにする）
4.　手洗い用品持参（ヒビスクラブ・除菌効果のあるウエットティッシュ等）手拭タオル数枚
5.　感染症患者は最後に訪問する（必要に応じ、ガウン・マスク・手袋持参）
6.　体調の悪い時、特に上気道感染の考えられる時はマスク使用、場合により訪問を中止し、休養する。
7.　自分の健康管理として
　・睡眠を十分にとる
　・トイレを我慢しない
　・水分補給をする

○　訪問時

1.　手洗い流水と石けん又はヒビスクラブ等にて丁寧に洗う
2.　含嗽
3.　消毒と滅菌、医療器具の取り扱い（留置カテーテル・気管カニューレ、吸引器・自己導尿・グロテスト等）

4.　在宅療者の環境整備

・血液、痰、浸出液は厳重にビニール袋に入れる

・注射針、点滴、インシュリン用注射器は医療廃棄物にて病院へ

・カテーテル、ネラトン類、ウロガード等、新聞紙に包んで見えない様にして燃えるゴミとして処分する。

5.　家族指導　～プライバシーを尊重しながら指導する

・清潔と不潔について認識してもらう

・汚染物の取り扱い時は手袋使用

・手洗い

・家族に対する健康管理

・必要に応じてパンフレット使用

○　帰宅時

1.　手洗い～流水と石けん又はヒビスクラブ使用し、丁寧に洗う。

2.　含嗽～イソジンカーグルにて含嗽

3.　ペーパータオル使用

4.　MRSA（+）の訪問後は必ずハンドコールを手にすり込む又、ユニフォーム等にも散布する。

5.　入浴介護時使用したエプロン等は所定の場所で洗い、十分に乾燥させる。

6.　ユニフォームはステーションの洗濯機で毎日洗濯する。

（その他の運営についての留意事項）

第 12 条　当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

２　職員は業務上知り得た秘密を保持する。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても同様とする。

４　この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、管理者と開設事業者との協議に基づき定めるものとする。

第 13 条　相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談・苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号　　０４６-２５１-０３６３

相談員（責任者）　及川　雪

対応時間　　８：４５～１７：１５

(2) 公的機関においても苦情申し出等ができます。

①　市町村介護保険相談窓口

- 座間市役所　　０４６－２５２－７７１９
- 相模原市（本庁）　　０４２－７０７－７０４６
- 綾瀬市役所　　０４６７－７０－５６３６
- 大和市役所　　０４６－２６０－５１７０

②　神奈川県国民健康保険団体連合会　介護苦情相談課

所在地　　横浜市西区楠町２７番１

電話番号　　０４５－３２９－３４４７

０５７０－０２２１１０　（苦情専用）

第14条　介護保険事業者における事故発生時の対応

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年神奈川県条例第２０号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年神奈川県条例第２１号）、座間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成３０年３月２７日規則第１２号）、指定介護老人福祉施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２５年神奈川県第１７号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２５年神奈川県第１８号）、指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２５年神奈川県第１９号）、座間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年３月２９日規則第３１号）、座間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年３月２９日規則第３２号）、座間市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成２９年告示第６号）並びに介護医療員の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成３０年神奈川県第４６号）により定めた基準による、事故が発生した場合の介護保険事業者から座間市への報告（以下「事故報告」という）は、この要領の定めるところによるものとする。

１　報告の範囲

各事業者は、次の①～④の場合、報告を行うこととする。

①　サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

注１）「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。

また、在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

注２）ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。

注３）事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失による事故であっても、注２に該当する場合は報告すること）。

注４）利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告すること。

注５）利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。

②　食中毒及び感染症、結核の発生

注）食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は、報告すること。

③　職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

報告の範囲は、利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失など）については報告すること。

④　誤薬

違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれなどが発生した場合、施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けるとともに報告すること。

２　報告先

⑴ 各事業者は、１で定める事故が発生した場合、４の手順により、次の両者に報告することとする。

①　被保険者の属する保険者（市町村）

②　事業所・施設が所在する保険者（市町村）

⑵ 座間市への報告先は、次のとおりとする。

県指定事業所の場合

事務担当　保険係

電話番号　　０４６－２５２－７７１９

ＦＡＸ番号　０４６－２５２－８２３８

地域密着型サービス、居宅介護支援、予防支援サービス、第１号訪問サービスおよび第１号通所サービスの場合

事務担当　認定係

電話番号　　０４６－２５２－７５３８

ＦＡＸ番号　０４６－２５２－８２３８

３　報告の書式

原則として、別紙「介護保険事業者　事故報告書（事業者→座間市）」（以下「事故報告書」という。）により報告する。

４　報告の手順

①　事故後、各事業者は、速やかに電話又はＦＡＸで報告する（第一報）。

注１）電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、市町村の受付者の名前を確認すること。

注２）ＦＡＸの場合は、

〇市町村へ到着したかどうかの確認を行うこと。

〇書式については、原則として「事故報告書」を使用し、その時点で判明している部分を記載する。

〇誤送信の可能性もあるため、対象者情報など個人情報に該当する部分は、黒く塗りつぶすなどしてから送信すること。この場合はFAXが到着したか否かを電話で確認する際に、個人情報部分を口頭で補うこと。

注３）「速やかに」の期限については、社会通念に照らして、必要最大限の努力をして可能な範囲とする。

例１：午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行う。

例２：金曜日夕刻に事故が発生した場合には、土日の間にＦＡＸを入れておき、月曜日朝早くに電話確認を行う。

②　事故処理の経過について、電話又はＦＡＸで適宜報告する。

③　事故処理の区切りがついたところで、定められた書式（「事故報告書」）を用いて、文書で報告する。

④　各事業者は、保険者、利用者（家族を含む。以下同じ）及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

５　報告に対する座間市の対応

（１）必要に応じて、事業者への調査及び指導を行うとともに利用者に対して事実確認等を行うものとする。

（２）介護保険指定事業者（指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、基準該当サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を除く。）から報告のあった事故については、神奈川県が定める「介護保険適用サービスにおける事故報告に係る情報提供取扱要領」に基づき、指定権者である県の対応が必要と判断されるものについて、県に情報提供する。

第 15 条　社会情勢及び天災

1)社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。

2)社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

第 16 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

2　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

3　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年１回以上）実施すること。

4　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附　則１

　この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則２

　この規程は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

附　則３

　この規程は、平成 15 年 6 月 16 日から施行する。

附　則４

　この規程は、平成 21 年 5 月 16 日から施行する。

附　則５

　この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附　即 6

　この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附　即 7

　この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　即 8

　この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附　即 9

　この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附　即 10

　この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　即 11

　この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附　即 12

　この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

附　即 13

　この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附　即 14

　この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　即 15

　この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附　即 16

　この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　即 17

　この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附　即 18

　この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附　即 19

　この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。